平成２１年（フ）第３３６号
沖縄県那覇市松尾１丁目14番２号　ユニック松尾305
債務者　糸洲たかね
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３５８号
沖縄県浦添市沢岻１丁目49番１―507号コートヴィレッジ浦添C
債務者　新垣　明伸
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３６７号
沖縄県豊見城市字高嶺610番地83
債務者　仲本英二郎
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１１４号
茨城県行方市芹沢931番地77グリーンビューヒルズ102号
債務者　大原　良子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１１８号
茨城県行方市蔵川113番地２長峰方、住民票上の住所茨城県神栖市賀2100番地204
債務者　野口てい子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１１９号
茨城県神栖市大野原１丁目８番20号　タームズシャインⅡ103号
債務者　田辺　大輔
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１２３号
茨城県行方市玉造甲6519番地４
債務者　西山　知法
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第２５５号
岐阜市寺町16番地
債務者　坂野喜代子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４６９号
岐阜市柳津町梅松４丁目142番地ハイツ杉山２―202号室
債務者　大谷　克巳
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５６９号
岐阜県羽島郡岐南町三宅４丁目217　三宅岩田貸家６号室、住民票上の住所岐阜県羽島郡岐南町三宅１丁目６番地の１
債務者　佐伯八千代
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５７５号
岐阜市則武469番地27
債務者　大本幸子こと井上幸子こと　諸　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５８２号
岐阜市上川手165番地４
債務者　形岡幸寿恵
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５８３号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地Ｓ４―511
債務者　形岡イサミ
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１６７号
神戸市西区押部谷町福住628―133、旧住所神戸市西区宮下１丁目３―５
債務者　森　茂
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
神戸市西区押部谷町押部487―１、旧住所兵庫県尼崎市塚口本町６丁目13―10
債務者　谷口　健二
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３００号
神戸市西区学園西町７丁目３―712―502
債務者　沖田千津子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３４４号
神戸市西区玉津町今津574―17
債務者　堂本　晃子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係